

4. 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

#### 中小企業再生支援及び経営改善支援

地域の健全な事業を営む中小企業者及び個人のお客様に新規融資や貸付条件の変更等について、中小企業金融円滑化法に伴う中小企業再生支援及び経営改善支援を円滑に行うため、企業支援部相談支援課と営業店において経営改善取組先を選定し、経営改善計画書作成支援を行います。

#### 経営改善支援体制

##### (1) 本部における経営改善支援体制

経営改善が必要な企業先に対して、経営改善計画書作成支援及び計画作成後のモニタリングにより実効性のある業績検討会や決算検討会を実施し、定性情報の収集と進捗状況管理を併せて行い経営者に対して経営状況を的確に把握できるよう指導・支援を実施しております。個人のお客様に対しては住宅資金の条件変更がスムーズに図れるよう問題解決に対応しております。

##### ・企業先支援体制

###### 店舗担当者（5名）

- ・経営改善指導及び経営改善計画書作成支援及び計画作成後のモニタリングを行います。

###### 経営改善計画書作成支援専担者（1名）

- ・営業店職員に対する経営改善勉強会及び経営改善計画書作成指導、企業先への渉外担当者と同行訪問により計画作成支援を行います。

##### ・住宅資金借入者に対する支援

住宅資金の返済相談及び返済に関する様々な問題解決を図るため営業店と企業支援部は協力し、住宅資金の返済条件の変更の問題解決を行います。

##### (2) 営業店における経営改善支援体制

営業店の融資課及び営業推進課により、企業先への経営改善支援、モニタリング及び個人のお客様に対する住宅資金返済相談支援のため営業店の窓口にご返済相談案内パネルを設置して対応しております。

##### ・企業先支援体制

- ・経営改善計画書作成の支援を実施
- ・経営改善計画書作成先への進捗管理・定性情報把握等によるモニタリングの実施

##### ・住宅資金借入者に対する支援

- ・住宅資金借入者への返済相談の実施

##### (3) 本部から営業店への支援・指導

- ・営業店へのサポートとして、企業支援部相談支援課の経営改善計画書作

成専担者等により、経営改善計画書の作成支援や経営改善計画書作成に関する勉強会等を行います。

- ・ 企業支援部相談支援課担当者により経営改善計画書作成後の事後フォローやモニタリング等の支援を行います。
- ・ 企業支援部は、各営業店における顧客対応状況についてヒアリングや臨店を通じて条件変更等の手続きが長期化していないかの検証等を恒常的に行い、対応が十分でない営業店がある場合は速やかに改善の指導を行います。
- ・ 営業推進部は、財務提案活動やビジネスマッチング及び M&A に関する情報、公的機関等の連携を通じて経営相談・経営支援に関する情報の提供を行います。

#### (4) 他機関との連携による経営改善支援

地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会、中小企業支援ネットワーク、経営革新等支援機関、商工会議所、公認会計士、地域の税理士、税理士団体、中小企業診断士協会、庫内中小企業診断士等と連携し、企業再生や経営改善計画書作成支援及び経営に関する情報提供等の支援を図ります。

- ・ 中小企業者に係る事業再生 ADR 手続きの実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう努める。
- ・ 地域経済活性化支援機構からの債権買取申込みまたは事業再生計画に従って債権の管理または処分をすることの同意の求めに対応する手続きに関して、同機関から依頼があった場合は、速やかに営業店及び企業支援部が連携し対応する。
- ・ 上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力するために外部機関、外部専門家と連携を図り、速やかに経営改善計画書作成の協力を行う。
- ・ 中小企業者からの貸付条件の変更等の申込み、中小企業者に係る事業再生 ADR 手続きの実施依頼の確認、地域経済活性化支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他の金融機関・政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、経営革新等支援機関、信用保証協会等が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図り手続きを速やかに進める。
- ・ 住宅資金借入者からの貸付条件の変更等について、その他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図り手続きを速やかに進める。
- ・ 営業店に対し当金庫顧問公認会計士による財務アドバイスを定期的に行い取引先中小企業からの財務相談及び財務提案支援を行う。
- ・ 金庫内中小企業診断士による経営改善指導及び経営情報を取引先中小企業に行う。

以上